年金資産の運用に関する基本方針

（運用目的）

１．西日本電気工事企業年金基金（以下「当基金」という。）は、当基金の企業年金規約に規定した年金たる給付および一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を中期的な下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを運用目的とする。

（運用目標）

２．年金財政上の予定利率、運用資産ごとに市場における収益率（以下「ベンチマーク」という。）、および運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。

なお､各投資対象資産のベンチマークは原則として次の指標に基づいた収益率とする。

（国内債券）ＮＯＭＵＲＡボンド・パフォーマンス・インデックス総合

（国内株式）ＴＯＰＩＸ（配当込み）

（外貨建債券）ＦＴＳＥ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）

（外貨建株式）ＭＳＣＩ　ＫＯＫＵＳＡＩ（円換算・配当再投資）

（オルタナティブ資産）「オルタナティブ投資に係る規程」（別紙２）に定める

（短期運用資産）コール・ローン（翌日物、有担保）

（資産構成）

３．基本となる投資対象資産の期待リターン、リスク、相関係数を考慮したうえで、基準となる政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を（別紙１）の通り定める。

この政策アセットミックスは、当基金の企業年金制度の成熟度および財政状況等を勘案し、中長期的な分散投資の観点から安全かつ効率的なものとなるように策定する。策定に当たっては、内外の経済動向を考慮しなければならない。

オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外への投資、またはデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資）を行う場合は、別途定める「オルタナティブ投資に係る規程」（別紙２）に基づくものとする。

（運用に当たっての留意事項）

４．運用に当たっての留意事項

（１）リスク管理について

リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産クラスに分散投資し、将来にわたる資産側及び負債側の変動予測を踏まえ、資産と負債を総合的に管理する。

投資対象とする資産や格付を明確化すること、流動性、発行条件、発行体等について調査・分析を踏まえて投資対象とする銘柄を選択すること、発行体等の分散化を図ること等により、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を管理する。

（２）集中投資に関する方針

当基金は、年金資産全体では政策アセットミックスに基づいた分散投資を行い、各資産の運用においても、投資対象、運用スタイル・手法等の分散を基本とした運用を行う。

また、当基金の年金資産全体から見て、特定の運用受託機関や特定の商品に対する資産運用の委託が過度に集中しないようにしなければならない。

ただし、以下のような合理的理由がある場合は、運用受託機関の信用リスクなどに十分な注意を払った上で投資することができるものとする。

①特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品、または、複数の商品に投資する場合

②元本確保型の資産に投資する場合

③その他合理的理由がある場合

（３）運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

①運用受託機関の選任

前項の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し「年金資産の運用指針」を提示する。

なお、運用受託機関の選任に当たっては、当該運用受託機関の実務担当者に対するヒアリングを行い、当該運用受託機関の投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンスなど、定性面や定量面からの評価に基づいて総合的に勘案して行う。

②運用業務に関する報告の内容及び方法

運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の運用状況の報告を求める。報告時期は、原則として四半期ごととし、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。

③運用受託機関の評価

運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

評価期間は原則として３年から５年とするが、運用成績が著しく不良である場合等は、この限りではない。

なお、オルタナティブ投資における運用受託機関の選任・評価にあたっては、「オルタナティブ投資に係る規程」（別紙２）に定める事項も検討する。

○定量評価基準

ア．運用資産ごとの評価

運用資産ごとのリターン／リスクとベンチマークを比較する。

イ．資産全体の評価

資産全体のリターン／リスクと複合ベンチマークを比較する。

ウ．運用受託機関相互の比較評価

運用資産ごとのリターン、および資産全体のリターンを比較する。その際に、運用受託機関に提示したベンチマーク、基本ポートフォリオの違い、運用スタイル・手法の違い等を考慮する。

エ．リスク指標の利用

アクティブ運用では、シャープレシオやインフォメーションレシオのようなリスクも加味した指標にも留意して評価する。

○定性評価基準

各運用受託機関の投資方針、組織及び人材等に関する評価を行う。その際、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても考慮する。なお、具体的には以下の事項等に留意して評価を行わなければならない。

項　目	留意事項
投資方針	・内容の明確性、合理性、一貫性など
組織及び人材	・意思決定の流れや責任の所在の明確性 ・十分な専門性・経験を有する人材の配置 ・人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保
運用プロセス	・投資方針との整合性 ・運用の再現性 ・リターンの追求方法の合理性・有効性 ・リスク管理指標の合理性・有効性
事務処理体制	・売買、決済等の事務処理の効率性及び正確性 ・運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性
リスク管理体制	・実効性及び適切性など
コンプライアンス	・法令や運用指針遵守体制の整備状況 ・過去における法令違反の有無 ・事故発生時における対応体制 ・監査の状況（内部監査、外部監査）

（4）運用業務に関し遵守すべき事項

運用業務に関し遵守すべき事項として、運用に当たって、事業主及び運用受託機関が法令で求められる行為準則に関する事項の他に、運用受託機関に対して次の事項の遵守を求めるものとする。

①全般

・合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドを対象とすること。

・短期運用資産は必要最小限とし、その管理は明確に把握できるように区分して行うこと。

・デリバティブの利用は、原則として債券、株式、外国為替等の原資産の価格変動リスクの一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）又は、原資産の代替（いわゆる買いヘッジ）を目的とし、原資産の価格変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。

なお、ヘッジ目的以外にデリバティブを利用する場合には、事前に当基金と協議を行うこと。

②国内債券

・投資対象は、円建の債券とすること。また、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件､発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図ること。

③国内株式

・投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている円建の株式とすること。また、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図ること。

・買い占め等の仕手戦には参加しないこと。

・信用取引は原則として行わないこと。

④外貨建債券

・投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。また、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、通貨、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図ること。

⑤外貨建株式

・投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。また、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国、通貨、業種等についても適切な分散化を図ること。

⑥投資信託

・投資対象は、円建、外貨建の投資信託で、運用対象、運用スタイルが明確なものとすること。また、クローズド期間、償還日、売却制限等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上でファンドを選択すること。

⑦オルタナティブ投資等

・ヘッジファンドやプライベート・エクイティ、不動産（不動産ファンドを含む）、その他オルタナティブ投資などを行う場合には、投資の目的や位置づけ等を明確にしたうえで、その収益性やリスク特性、流動性、時価評価方法、スキーム、市場動向、キャッシュフロー等について、事前に当基金と十分に協議を行うこと。

⑧セキュリティーズ・レンディング

・保有有価証券の総合（トータル）収益の向上を図る為、セキュリティーズ・レンディングを行う場合には、事前に当基金と協議を行うこと。なお、実行に伴う信用リスクについては十分注意を払うこととし、稼働率、収益への寄与度等について適切なディスクローズを行うこと。

（その他運用業務に関し必要な事項）

５．その他運用業務に関し必要な事項

（１）資産運用委員会

・当基金の年金資産の運用に関して、理事会および代議員会での意思決定を支援するために資産運用委員会を設ける際には、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任し、委員会での議事については記録・保存し、直近の代議員会に報告の上、その概要をできる限り平易な表現により加入者等へ周知するものとする。

なお、委員に運用受託機関等の関係者が入っている場合、当該委員が当該運用受託機関等の選任・評価の審議に加わることは適切でないので、当該委員を適宜審議から除外し、審議の中立性・公平性を確保する。

（２）運用コンサルタント等の利用

・運用の基本方針、政策アセットミックスの策定、運用受託機関の選定・評価の支援のために運用コンサルタント等の外部機関に分析・助言を求めることができるものとする。契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等が金融商品取引法上の投資助言・代理業の登録業者であることを確認し、未登録の運用コンサルタント等と契約してはならない。

また、運用受託機関との契約関係の有無を確認し契約関係がある場合、または運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係がある場合、自前の運用商品等を提供している場合は、助言内容の中立性・公平性の確保に十分留意する。

（３）代議員会への報告

理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告する。

（報告の内容）

ア．運用の基本方針、運用指針
イ．運用受託機関の選任状況
ウ．運用受託機関の評価結果
エ．運用受託機関のリスク管理状況
オ．運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等）
カ．基金の管理運用体制の状況
キ．理事会における議事の状況
ク．資産運用委員会を設置している場合には議事の状況その他の情報

（４）加入者等への業務概況の周知

当基金は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、次の事項を周知する。

①積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
②運用の基本方針の概要等
③資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等

（５）本基本方針の見直し等

当基金は、必要に応じ、本基本方針および「年金資産の運用指針」の変更を行う。

また、資産管理機関の選任に当たっても、各資産管理機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理機関を選任するものとする。同機関に対しても、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の運用状況の報告を求める。

本基本方針の変更内容については､加入者へ速やかに周知を行うものとする｡なお、受給者等についても、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この基本方針は、令和２年６月２９日から適用する。

（別紙 1）
政策的資産構成割合（政策アセットミックス）

（令和 7 年 6 月 24 日改定）

資産分類	政策的資産構成割合（%）	乖離許容幅（%）
国内債券	14	5 ～ 23
国内株式	7	0 ～ 16
外国債券	7	0 ～ 16
外国株式	7	0 ～ 16
生命保険（一般勘定）	10	1 ～ 19
オルタナティブ	28	19 ～ 37
短期資産	3	0 ～ 20
その他資産	24	15 ～ 33
（うちマルチプロダクト）	(24)	(15 ～ 33)
合　計	100%	

（留意事項）
①伝統的資産の代替資産として、デリバティブ等を利用して行うオルタナティブ投資は、代替する資産に含める。オルタナティブ投資等の運用管理は、「オルタナティブ投資に係る規程」（別紙２）に基づくこととする。
②乖離許容幅の範囲内で運用を行うことを基本とする。
③原則として四半期末基準で確認を行い、乖離許容幅を逸脱した資産がある場合は一定のルールに基づきリバランスを行う。
なお、市場変動により、一時的に乖離許容幅を超過することは許容する。
④乖離許容幅の上下限を超えた資産がある場合等に行うリバランスにおいて、オルタナティブ投資等はその特性（流動性の制約等）を考慮し、通常のリバランスの対象資産からは除外し、別途、構成割合等を管理する。
⑤投資環境改善局面において高リスク商品をウエイトアップし、逆に環境悪化局面においては高リスク商品のウエイトダウンを行うマルチアセット運用型の商品については、当該商品の性格上、伝統 4 資産についての資産構成割合の中心値は存在しないことから、政策的資産構成割合は上記の値としている。

（別紙 2）

オルタナティブ投資に係る規程

別途定める「年金資産運用に係る運用の基本方針」の規定に基づき、オルタナティブ投資に係る運用管理について定めるものである。

1．定義

・オルタナティブ投資とは、内外株式および内外債券などの伝統的な資産以外の資産へ投資を行うもの、または、現物資産の買建てのような伝統的手法以外での投資手法およびヘッジ目的以外でデリバティブ取引を行うものと定義する。

2．目的

・年金資産運用において効率的なポートフォリオ構築を行うために、伝統的資産とは異なるリターン・リスク特性、相関関係を有するオルタナティブ資産への投資を行い、収益源泉の分散、収益機会の追求を図る。

3．位置付け

・オルタナティブ資産を政策アセットミックスにおける独立した資産クラス、または伝統的資産（国内債券や国内株式等）の代替資産として位置付ける。なお、伝統的資産の代替資産として位置付ける場合は､そのリスク特性や投資割合等は明確に区別して把握し、適切なリスク管理を行う。

4．投資割合

・リターン／リスク特性を定性面のみならず、できる限り定量的に把握・分析し、ポートフォリオの最適化等の適切なプロセスを経て総合的に評価した上で､他の資産と同様に、資産割合等（基準となる構成割合と乖離許容幅等）を決定するものとする。
・伝統的資産の代替として位置付けて伝統的資産に計上する場合においても、適切な投資割合等を設定し、過大にリスクを取らないように注意を払う。

5．固有のリスクに関する留意事項

・オルタナティブ投資に固有のリスクは商品により様々であり、その商品選定に際しては十分調査し理解する。特に、流動性リスク、レバレッジ（てこ）の利用による全損リスク等に注意を払い、年金資産全体への影響についても考慮する。

6．運用受託機関の選任

・基本方針に定める他に、以下の事項に留意しなければならない。

項　目	留意事項の例
組織体制に関する事項	・組織の概況、意思決定プロセスの流れ ・コンプライアンス（法令、運用指針の遵守状況）等の内部統制体制 ・監査体制（内部監査、外部監査） ・一般に適正と認められる認証基準等の取得状況
財務状況等に関する事項	・財務状況の推移 ・運用受託実績等の推移 ・一般に適正と認められる格付機関等による評価状況

7．投資対象とする運用商品のベンチマーク

・投資対象とする運用商品のベンチマークは、都度定めるものとする。

8．運用戦略の確認

・運用受託機関に対し、当該運用戦略の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならない。

項　目	確　認　事　項
共通事項	当該運用戦略の ・リターンの源泉 ・リスク ・時価の算出の根拠、報告の方法 ・情報開示を求めた場合の態勢 ・運用報酬等の運用コスト
個別運用戦略	①外国籍私募投資信託等、海外ファンドを用いた投資を行う場合 ・ファンドの監査の有無 ・当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係
	②先物取引、オプション等のデリバティブ（金融派生商品）を用いた投資を行う場合 ・レバレッジ（先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法）によるリスク
	③証券化の手法を用いた商品に投資を行う場合 ・当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む）とそれに内在するリスク
	④異なる複数のヘッジファンド（様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド）に投資する運用戦略（ファンド・オブ・ヘッジファンズ）に投資を行う場合 ・それぞれの運用戦略の相関関係
	⑤未公開株式や不動産等に投資する場合 ・換金条件等の流動性に関する事項

9．評価

・前記「6．運用受託機関の選任」における留意事項に加え、運用実績、運用体制、運用リスク管理、法令遵守、資産管理、情報開示などの状況についても把握し評価を行う。

10．その他

・本規程は運用基本方針の一部であり、その見直しは基本方針と同様の取扱いとする。

以 上